

ウェルケア道後
(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)
運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人喜久寿（以下「事業者」という。）が設置するウェルケア道後（以下「施設」という。）において実施するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、施設の管理者、医師、生活相談員、看護職員、介護職員、管理栄養士、機能訓練指導員及び介護支援専門員等（以下「従業者」という。）が、入居者に対して適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「施設サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画（以下「施設サービス計画」という。）に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものとする。
- 2 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 3 施設は、前2項のほか、介護保険法令及び松山市地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和6年3月19日松山市条例第10号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(施設の名称及び所在地)

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称：ウェルケア道後
- (2) 所在地：愛媛県松山市下伊台町乙129番地9

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職種名	員 数		職務内容
	常 勤	非常勤	
管理者（施設長）	1		理事長の命を受け、従業者の管理及び施設サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

医 師（嘱託医）		1	入居者の健康管理、診療及び保健衛生の指導を行う。
生 活 相 談 員	2 ※内1名、介護支援専門員と兼務		入居者及びその家族からの生活相談に応じるとともに、入退居における手続き及び関係機関との連絡調整を行う。
介 護 支 援 専 門 員 (計画担当介護支援専門員)	1 ※生活相談員と兼務		施設サービス計画の作成等を行う。
管 理 栄 養 士	1		給食献立作成、栄養計算及び入居者に対する栄養指導を行う。
看 護 職 員	3 ※内2名、機能訓練指導員と兼務	1 ※機能訓練指導員と兼務	入居者の看護、日常生活上の世話及び健康管理を行う。
機 能 訓 練 指 導 員	2 ※看護職員と兼務	1 ※看護職員と兼務	入居者の日常生活を営むために必要な機能改善及びその減退を防止するための機能訓練を行う。
介 護 職 員	28	7	入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
事 務 員	1	2	施設運営に関する事務を行う。
宿 直 員		2	夜間における施設内外の巡回警備、電話対応及び緊急時対応等を行う。

- 2 前項に掲げる従業者は、施設の従業者のほか併設する短期入所生活介護事業所の従業者も含めるものとする。

（勤務体制の確保等）

第5条 施設は、入居者に対し、適切な施設サービスを提供することができるよう、就業規則により従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行うものとする。

- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること
- (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること
- (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること

- 3 施設は、施設の従業者によって施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 4 施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。その際、当該施設は全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

5 施設は、適切な施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(入居定員並びにユニット数及びユニットごとの入居定員)

第6条 施設の入居定員は29名とし、ユニット数及びユニットごとの入居定員は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ユニット数 3ユニット

(2) ユニットごとの利用定員 内訳 ユニット①：10名

ユニット②：10名

ユニット③：9名

2 施設は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 事業者は、施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、本規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、文書の交付その他松山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（令和6年3月28日松山市規則第50号）で定める方法により明示して説明し、当該提供の開始について、入居申込者又はその家族の同意を得るものとする。

(提供拒否の禁止)

第8条 事業者は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講ずるものとする。

(受給資格等の確認)

第10条 事業者は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

2 事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するように努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 事業者は、入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該入居申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(入退居)

第 12 条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供するものとする。

2 施設は、入居申込者の数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超えている場合は、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努めるものとする。

3 施設は、入居申込者の入居に際しては、当該入居申込者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況の把握に努めるものとする。

4 施設は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するものとする。

5 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議するものとする。

6 施設は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者及びその家族の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のために必要な援助を行うものとする。

7 施設は、入居者の退居に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(サービス提供の記録)

第 13 条 施設は、入居に際しては入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該入居者の被保険者証に記載するものとする。

2 施設は、入居者に対し施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、当該入居者又はその家族から申し出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を当該入居者又はその家族に提供するものとする。

(利用料等の受領)

第 14 条 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、地域密着型介護サービス費用基準額から当該施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。

3 施設は、前 2 項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

- (1) 食事の提供に関する費用：1,445 円/日（介護保険法 第 51 条の 3 第 1 項の規定により特定施設入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額（同条第 4 項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該施設に支払われた場合は、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の負

担限度額)を限度とする。)

(2) 居住に要する費用：2,066 円/日（介護保険法 第 51 条の 3 第 1 項の規定により特定施設入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第 2 項第 2 号に規定する居住費の基準費用額（同条第 4 項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該施設に支払われた場合は、同条第 2 項第 2 号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。

(3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用：実費

(4) 理美容代（外部業者委託）：実費

(5) 電気代（持込電気器具 1 点につき）：10 円/日

(6) 前各号に掲げるもののほか、施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるものの費用：実費

4 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者又はその家族の同意を文書により得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 15 条 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に交付するものとする。

(施設サービスの取扱方針)

第 16 条 施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行うものとする。

2 施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。

3 施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。

4 施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入居者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行うものとする。

5 施設の従業者は、施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

6 施設は、施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

8 施設は身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機

器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

9 施設は、提供する施設サービスの質の評価を自ら行い、常にその改善を図るものとする。

(施設サービス計画の作成)

第17条 施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、施設サービス計画の作成に当たっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該施設の所在する地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を施設サービス計画上に位置付けるよう努めるものとする。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)を行うものとする。

4 計画担当介護支援専門員は、アセスメントを行うに当たっては、入居者及びその家族に面接して行うものとする。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

5 計画担当介護支援専門員は、入居者の希望及び入居者についてのアセスメントの結果に基づき、並びに入居者の家族の希望を勘案して、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成するものとする。

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入居者に対する施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入居者又はその家族に対して説明し、文書により入居者又はその家族の同意を得るものとする。

8 計画担当介護支援専門員は、施設サービスを作成した際には、当該施設サービス計画を入居者又はその家族に交付するものとする。

9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、入居者及びその家族並びに担当者と継続的に連絡を行うこと等による施設サービス計画の実施状況の把握(入居者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。この場合において、第2項から第9項までの規定は、当該変更について準用する。

10 計画担当介護支援専門員はモニタリングを行うに当たっては、特段の事情のない限り、定期的

に入居者に面接するとともに、モニタリングの結果を記録しなければならない。

- 11 計画担当介護支援専門員は、入居者が要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(介護)

第 18 条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 施設は、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って日常生活における家事を行うよう適切に支援するものとする。
- 3 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行うほか、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えるものとする。
- 5 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備するものとする。
- 6 施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。
- 7 施設は、常時 1 人以上の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 8 施設は、入居者に対し、その負担により、施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第 19 条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。

- 2 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。
- 3 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。
- 4 施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。

(相談及び援助)

第 20 条 施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

第 21 条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、

入居者が自律的に行うこれらの活動を支援するものとする。

- 2 施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続きについて、当該入居者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入居者又はその家族の同意を得て、代わって行うものとする。
- 3 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。
- 4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めるものとする。

(機能訓練)

第 22 条 施設は、入居者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

(栄養管理)

第 23 条 施設は、入居者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うものとする。

(口腔衛生の管理)

第 24 条 施設は、入居者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うものとする。

(健康管理)

第 25 条 施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採るものとする。

(入居者の入院期間中の取扱い)

第 26 条 施設は、入居者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね 3 月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該入居者及びその家族等の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入居することができるようにするものとする。

(入居者に関する市町村への通知)

第 27 条 事業者は、施設サービスを受けている入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付けてその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき

(管理者による管理)

第 28 条 施設の管理者は、専ら当該施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該施設の管理上支障がない場合は、当該管理者は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本

体施設（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）の職務に従事することができる。

（緊急時等の対応）

第 29 条 事業者は、現に施設サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合
その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡
を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

（管理者の責務）

第 30 条 施設の管理者は、施設の従業者の管理及び施設サービスの利用の申込みに係る調整、業務
の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 施設の管理者は、当該施設の従業者に本規程を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。

（計画担当介護支援専門員の責務）

第 31 条 計画担当介護支援専門員は、第 17 条に規定する業務のほか、次の各号に掲げる業務を行う
ものとする。

- (1) 入居申込者の入居に際し、当該入居申込者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等
により、当該入居申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を
把握すること
- (2) 入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が居宅において日常
生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること
- (3) 入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むこ
とができると認められる場合は、当該入居者及びその家族の希望、退居後に置かれることと
なる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のために必要な援助を行うこと
- (4) 入居者の退居に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援
事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と
密接に連携すること
- (5) 第 16 条第 7 項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並び
に緊急やむを得ない理由を記録すること
- (6) 第 36 条第 2 項に規定する苦情の内容等を記録すること
- (7) 第 38 条第 3 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること

（業務継続計画の策定等）

第 32 条 施設は感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する施設サービスの提供を継続的
に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計
画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期
的に実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うもの

とする。

(非常災害対策)

第 33 条 施設は、地震、風水害及び当該施設周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入居者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入居者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について、従業員及び入居者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行うものとする。

3 施設は、前項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

4 施設は、非常災害が発生した場合に従業員及び入居者が当該施設において当面の避難生活を行うことができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めるものとする。

(衛生管理等)

第 34 条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器について適正に管理するものとする。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること

(2) 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること

(3) 当該施設において、介護職員その他の従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施すること

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと

(協力病院等)

第 35 条 施設は、入院治療を必要とする入居者のために、あらかじめ、協力医療機関を定めておくものとする。

2 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(掲示)

第 36 条 事業者は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しておくものとする。

(秘密保持等)

第 37 条 施設の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏

らしてはならない。

- 2 施設は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 施設は、指定居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者又はその家族の同意を得ておくものとする。

(広告)

第 38 条 事業者は、施設について、虚偽又は誇大な広告をしてはならない。

(指定居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

- 第 39 条 施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 2 施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

- 第 40 条 事業者は、提供した施設サービスに係る入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。
 - 3 事業者は、提供した施設サービスに関し、介護保険法 第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村職員からの質問若しくは照会に応じるとともに、入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するものとする。この場合において、市町村から指導又は助言を受けたときは、当該事業者は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 4 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の指導又は助言への対応の内容を市町村に報告するものとする。
 - 5 事業者は、提供した施設サービスに係る入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法 第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行ものとする。
 - 6 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合は、前項の指導又は助言への対応の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(地域との連携)

- 第 41 条 事業者は、施設サービスの提供に当たっては、入居者、入居者の家族、地域住民の代表者、松山市の職員又は当該施設が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、施設サービスについて知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 2 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。
- 2 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。
 - 3 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努

めるものとする。

- 4 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に関して、市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 42 条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること
 - (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置すること
- 2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
 - 4 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 43 条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
 - (2) 虐待防止のための指針の整備をすること
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施すること
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置すること
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(入居者の家族等利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 44 条 施設の入居者は、次の各号に掲げる事項を遵守し、相互の親睦と融和に努めるものとする。

- (1) 火気の取扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙をしないこと
 - (2) 建物、備品その他の器具を破損し、又は持ち出さないこと
 - (3) けんか、口論又は暴力行為等、他人の迷惑になる行為をしないこと
 - (4) 施設内で、他人に対し宗教活動及び政治活動を行わないこと
- 2 施設の管理者は、入居者が次の各号に掲げる事項に該当すると認めたときは、当該入居者の保険者に対し、所定の手続きにより、施設サービス中止等の措置を行うものとする。
 - (1) 施設の秩序を乱す行為をしたとき

- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき
- (3) 故意に本規程等に違反したとき

(会計の区分)

第 45 条 事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、事業の会計とその他の事業の会計を区分するものとする。

(記録の整備)

第 46 条 施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 第 13 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録
- (3) 第 16 条第 7 項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第 27 条に規定する市町村への通知に関する記録
- (5) 第 40 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第 42 条第 3 項に規定する事故の発生状況及び事故に際して採った処置の記録
- (7) 第 41 条第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(その他)

第 47 条 本規程に定める事項のほか、施設の運営について必要がある場合は、理事長と管理者が協議し、別に定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成 30 年 6 月 14 日より施行する。

この規程は、令和 元年 10 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 2 年 5 月 8 日より施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 3 年 11 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 3 年 12 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 6 年 3 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 6 年 10 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。